

第5章 誘導施設及び都市機能誘導区域

第5章 誘導施設及び都市機能誘導区域

本章では、拠点に必要な都市機能の考え方を整理した上で、誘導施設及び都市機能誘導区域を設定します。

1. 都市機能配置の方針

- ◆都市再生特別措置法第 81 条において、立地を誘導すべき都市機能増進施設とは、「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされています。
- ◆国土交通省の手引きでは、都市機能ごとに立地が望まれる施設を、下表の様に例示しています。

| 7.④ 目指すべき都市の骨格構造の検討について | | |
|--|---|--|
| (参考) 中心拠点と地域/生活拠点 | | |
| ※中心拠点、地域拠点に必要な機能は、都市の規模、後背圏の人口規模、交通利便性や地域の特性等により様々であり、いかなる機能が必要であるかについては、それぞれの都市において検討が必要であるが、参考までに、地方中核都市クラスの都市において、拠点類型毎において想定される各種の機能についてイメージを提示する。 | | |
| | 中心拠点 | 地域/生活拠点 |
| 行政機能 | ■ 中核的な行政機能 例. 本庁舎 | ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所 |
| 介護福祉機能 | ■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター | ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅介護施設 コミュニティサロン 等 |
| 子育て機能 | ■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター | ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けられることができる機能 例. 保育所、こども園、放課後児童クラブ 子育て支援センター、児童館 等 |
| 商業機能 | ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積 | ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 食品スーパー、コンビニ |
| 医療機能 | ■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けられることができる機能 例. 病院 | ■ 日常的な診療を受けられることができる機能 例. 診療所 |
| 金融機能 | ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 | ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局、ATM |
| 教育・文化機能 | ■ 市民全体を対象とした教育文化施設の拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館 | ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター |

《本市における都市機能配置の方針》

- ◆上記、国土交通省の手引きに例示されている内容等を踏まえ、本市では下記の方針により都市機能の配置を検討します。

本市での都市機能配置の方針

- ◆上記の国土交通省の手引きの考え方を踏まえつつ、各拠点の特性や都市機能の立地状況等を考慮した上で、本市独自の誘導施設の位置づけを行っていきます。
- ◆市民生活に不可欠な都市機能には、行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化など様々な施設がありますが、各施設の内容によっては、**拠点に集まっていた方が良いもの(拠点集積型施設)**と、**生活に身近なエリアにバランス良く配置されていた方が良いもの(市内分散型施設)**があるため、それぞれ施設配置の考え方を整理した上で、拠点集積型施設を対象に「誘導施設」としての検討を行います。

【本市の都市機能配置表】

国土交通省の手引きや本市での都市機能配置の考え方を踏まえ、拠点ごとに都市機能の配置を整理すると、下表の様になります。

| 機能区分 | 本市における対象施設 | 施設配置の考え方 | 配置区分 (拠点集積型施設:○ 市内分散型施設:○) | | | | | | | | | | |
|---------|-------------------------|---|----------------------------|-------------|--------------|-------------|-------------------------|----------------|----------------|-----------|------------------|---|--|
| | | | 拠点集積型 | | | | | 市内分散型 | | | | | |
| | | | 中心拠点 | | | | | 生活拠点 | | | | | |
| | | | 坂戸駅 周辺地区 | 若葉駅 周辺地区 | 北坂戸駅 周辺地区 | 坂戸市役 所周辺 | 中心部にぎわ い軸 (沿道ゾーン) | 市民健康セ ンター周辺 | につさい花 みず木地区 | 西坂戸 地区 | 鶴舞地区(一 本松駅周辺) | | |
| 行政機能 | 市役所 | ・全市民を対象とした機能として、1施設で市内全域をカバー | | | | ○ | | | | | | | |
| | 市民健康センター | ・全市民を対象とした機能として、1施設で市内全域をカバー | | | | | | ○ | | | | | |
| | 地域交流センター | ・生活に身近なエリアに分散していることが望まれるため、拠点のみへの誘導は行わない | | | | | | | | | | ○ | |
| 介護福祉機能 | 訪問系施設 | ・拠点への配置のほか、趨勢の人口分布等に基づき市内各所へ広く分散配置 | | | | | | | | | | ○ | |
| | 通所系施設 | ・拠点への配置のほか、趨勢の人口分布等に基づき市内各所へ広く分散配置 | | | | | | | | | | ○ | |
| | 地域密着型事業所 | ・拠点への配置のほか、趨勢の人口分布等に基づき市内各所へ広く分散配置 | | | | | | | | | | ○ | |
| 子育て機能 | 保育所 | ・生活に身近なエリアに分散していることが望まれるため、拠点のみへの誘導は行わない | | | | | | | | | | ○ | |
| | 幼稚園 | ・生活に身近なエリアに分散していることが望まれるため、拠点のみへの誘導は行わない | | | | | | | | | | ○ | |
| | 小規模保育施設 | ・子育て環境の充実により拠点地域の更なる利便性向上を図るため、駅周辺の中心拠点へ配置 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | 児童センター | ・生活に身近なエリアに分散していることが望まれるため、拠点のみへの誘導は行わない | | | | | | | | | | ○ | |
| 商業機能 | 百貨店・大型商業施設 | ・市内外を含めた広範な商圈を有する機能として、市民・来訪者の利便性向上を図るため、駅周辺の中心拠点へ配置 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | スーパーマーケット | ・拠点地域の更なる利便性向上を図るため、各拠点へ配置 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | コンビニエンスストア | ・拠点への配置のほか、趨勢の人口分布等に基づき市内各所へ広く分散配置 | | | | | | | | | | ○ | |
| | ドラッグストア | ・拠点への配置のほか、趨勢の人口分布等に基づき市内各所へ広く分散配置 | | | | | | | | | | ○ | |
| 医療機能 | 病院 | ・広範なサービス圏を有する都市機能として、1施設で市内全域をカバー ・市民・来訪者の利便性向上を図るため、駅周辺の中心拠点へ配置 | | ○ | | | | | | | | | |
| | 診療所 (内科または外科を含む) | ・拠点への配置のほか、趨勢の人口分布等に基づき市内各所へ広く分散配置 | | | | | | | | | | ○ | |
| | 歯科医院 | ・拠点への配置のほか、趨勢の人口分布等に基づき市内各所へ広く分散配置 | | | | | | | | | | ○ | |
| | その他の診療所 (皮膚科・眼科・小児科) | ・拠点への配置のほか、趨勢の人口分布等に基づき市内各所へ広く分散配置 | | | | | | | | | | ○ | |
| 金融機能 | 銀行・郵便局等 | ・拠点地域の更なる利便性向上を図るため、各拠点へ配置 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 教育・文化機能 | 図書館 (中央図書館・こども図書館) | ・広範なサービス圏を有する都市機能として、各1施設で市内全域をカバー ・多くの市民の利便性向上を図るため、中心拠点へ配置 | | | ○ | | | | | | | | |
| | 文化施設・文化会館 | ・市内外を含めた広範な商圈を有する機能として、市民・来訪者の利便性向上を図るため、中心拠点へ配置 | | | ○ | | | | | | | | |

赤枠内の拠点集積型施設を対象に、現状における拠点内での立地状況を確認し、「誘導施設」として位置づけるか否か等の検討を行います

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章 誘導施設及び都市機能誘導区域
第6章
第7章
第8章
用語解説

【各施設の定義】

本市での各施設の概要については、下表のとおりです。

| 機能区分 | 本市における対象施設 | 施設の概要 |
|---------|-------------------------|---|
| 行政機能 | 市役所 | 地方自治法第4条1項に規定する施設 |
| | 市民健康センター | 市民の健康づくりのための予防接種・各種検診・各種事業を行う施設 |
| | 地域交流センター | 市民相互の交流の促進及び市民による自主的な地域活動の推進を図るとともに、地域課題に市民とともに取り組むための施設 |
| 介護福祉機能 | 訪問系施設 | 老人福祉法及び介護保険法に定める施設であって、事業者が自宅へ訪問し、介護・入浴・看護・リハビリテーションを行う |
| | 通所系施設 | 老人福祉法及び介護保険法に定める施設であって、日帰りでの短時間介護や通所リハビリテーションを行う |
| | 地域密着型事業所 | 老人福祉法及び介護保険法に定める施設であって、定期巡回・随時対応型訪問介護施設、小規模多機能型居宅介護等、高齢者が住み慣れた地域で生活するためのサービスを提供する |
| 子育て機能 | 保育所 | 児童福祉法第39条第1項に規定する児童福祉施設 |
| | 幼稚園 | 学校教育法第1条に規定する幼稚園であって、公立及び私立を含む |
| | 小規模保育施設 | 児童福祉法第6条の3第10項に規定する児童福祉施設(3歳児未満を対象とした定員6名以上19名以下の施設) |
| | 児童センター | 児童福祉法第35条第3項の規定する児童福祉施設 |
| 商業機能 | 百貨店・大型商業施設 | 百貨店及び総合量販店、並びに複合施設等の売り場面積が5,000㎡以上の商業施設 |
| | スーパーマーケット | 生活に必要な生鮮品、日用品等を扱う店舗の売り場面積が1,000㎡以上の商業施設 |
| | コンビニエンスストア | 食料品・日用品等を扱う小規模な店舗 |
| | ドラッグストア | 生活に必要な日用品、医薬品等を扱う店舗 |
| 医療機能 | 病院 | 医療法第1条の5に規定する病院であって、20床以上の病床を有する施設 |
| | 診療所 (内科または外科を含む) | 医療法第1条の5に規定する診療所であって、内科・外科のいずれかを含む施設 |
| | 歯科医院 | 医療法第1条の5に規定する診療所であって、歯科医師が診療を行う施設 |
| | その他の診療所 (皮膚科・眼科・小児科) | 医療法第1条の5に規定する診療所であって、皮膚科・眼科・小児科のいずれかを含む施設 |
| 金融機能 | 銀行・郵便局等 | 信用金庫・信用組合を含む銀行及び郵便局等の有人窓口を有する金融機関 |
| 教育・文化機能 | 図書館 (中央図書館・こども図書館) | 図書館法第2条第1項に規定する図書館であって、市全域をサービス範囲とする中央図書館及びこども図書館に位置づけられた施設 |
| | 文化施設・文化会館 | ホールやギャラリー等の機能を有する市の文化活動の拠点となる施設 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

都市機能誘導区域
誘導施設及び

第6章

第7章

第8章

用語解説

2. 拠点集積型施設の立地状況

◆前項で整理した拠点集積型施設の立地状況の確認にあたって目安となる範囲を、以下の様に設定します。

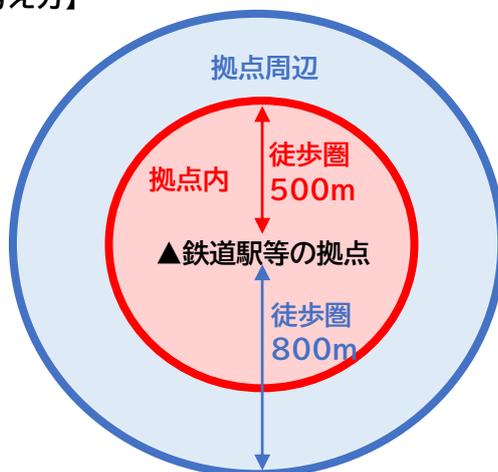
| 分類 | 範囲 | 範囲設定の考え方 |
|------------------------|--|--|
| 中心拠点 生活拠点 | 半径 500m | 国土交通省のハンドブックにおける一般的な徒歩圏は半径 800mとされているが、施設利用者の高齢化がさらに進行することを鑑み、より駅や拠点中心地に近い場所での施設立地を目指すという観点から、半径 500m(ハンドブックにおける高齢者徒歩圏)を採用 |
| 中心拠点 (中心部に ぎわい軸) | <ul style="list-style-type: none"> ・坂戸駅以北、北坂戸駅以南の近隣商業地域及び商業地域 ・駅東通線沿線の第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域で、飯盛川以西の区域 | 誘導施設立地の際は沿道利用が想定されるため、おおむねの施設が立地可能な用途指定の運用に準拠する観点から、現在の用途地域指定状況を踏まえて設定 |

※上記拠点周辺の立地状況の確認

→上記拠点範囲周辺における拠点集積型施設の立地状況を確認することで、拠点内には立地していないが、周辺に立地している施設によって補完できている機能についての整理を行う。なお、周辺の立地状況確認にあたっての目安となる範囲を、下表の様に設定します。

| 分類 | 範囲 | 範囲設定の考え方 |
|------------------------|---|----------------------------|
| 中心拠点 生活拠点 | 半径 800m | 国土交通省のハンドブックにおける一般的な徒歩圏を採用 |
| 中心拠点 (中心部に ぎわい軸) | 駅東通線や日高川島線沿道への都市機能集約を想定しているため、上記で設定したエリアの周辺立地状況は考慮しない | — |

【拠点範囲の考え方】

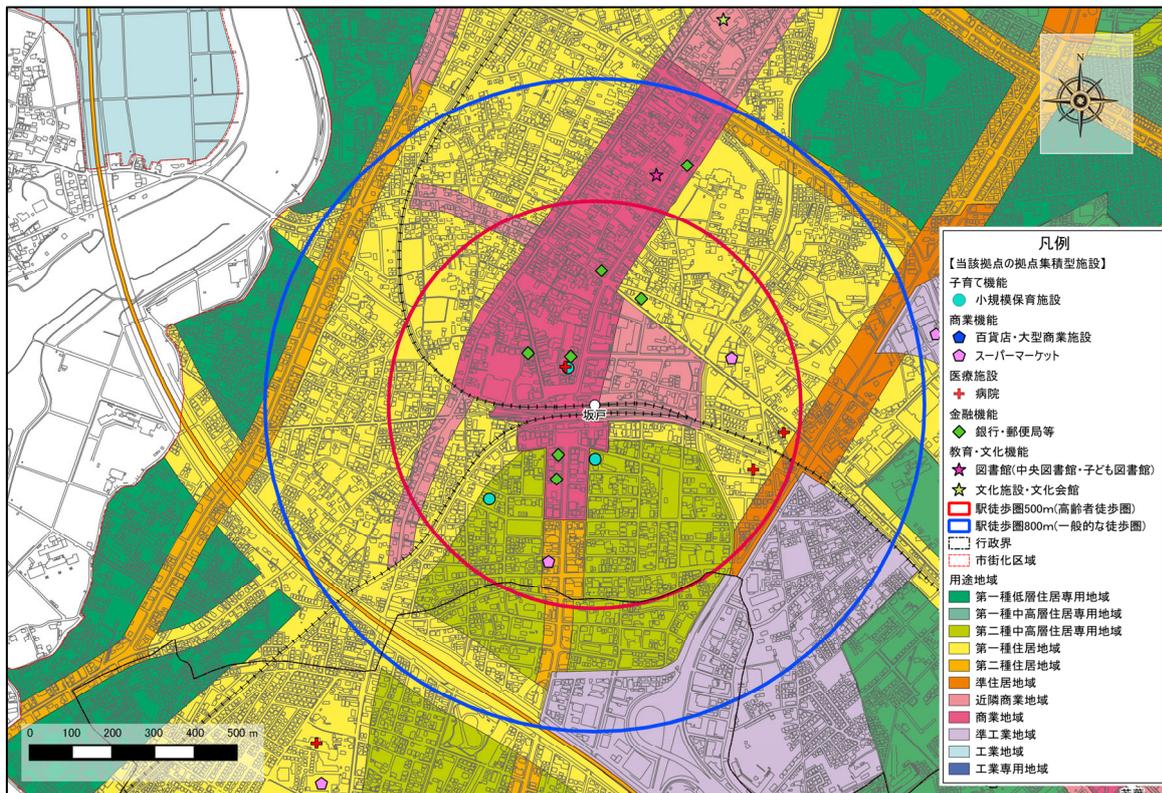


【拠点ごとの拠点集積型施設の立地状況】

◆設定した施設確認方法に基づき、各拠点の拠点集積型施設の立地状況を確認します。

【中心拠点】①坂戸駅周辺地区

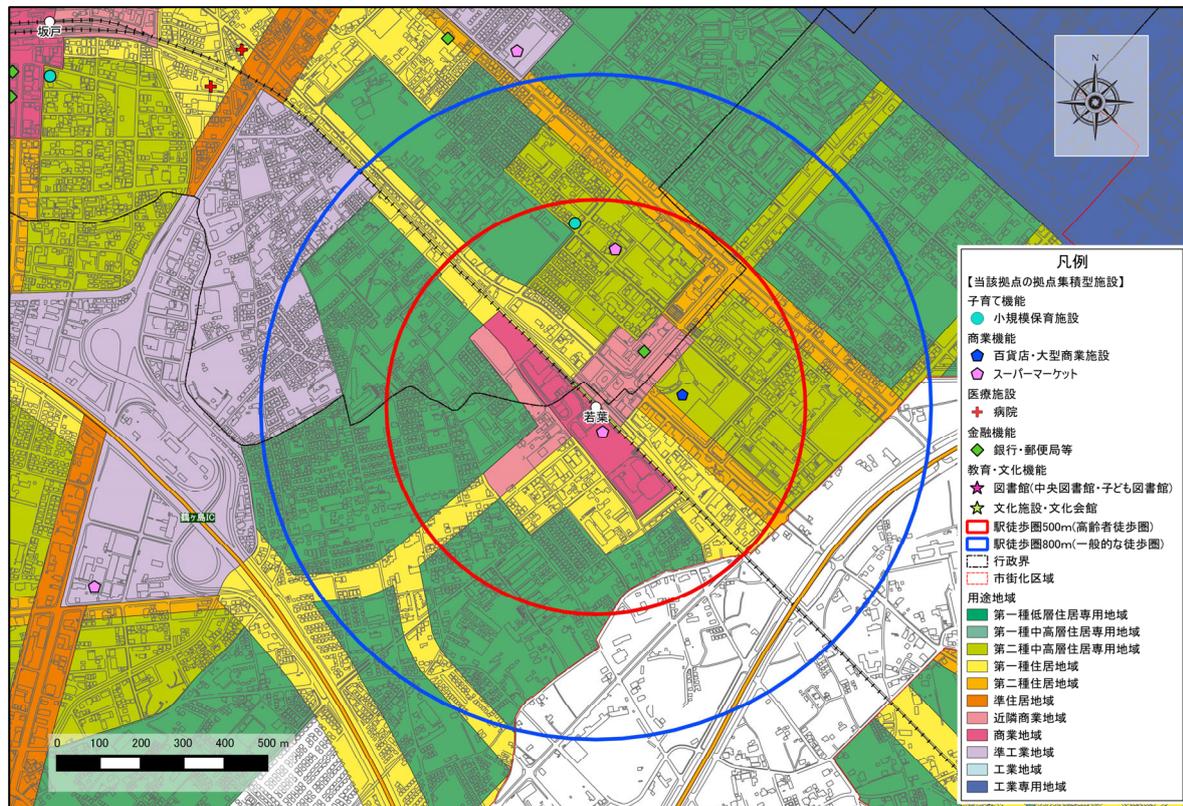
坂戸駅周辺地区における拠点集積型施設の立地状況は、下記のとおりです。



| 分類 | 拠点集積型施設 | 拠点集積型施設の立地状況 | | 備考 |
|---------|--------------|--------------|----------|--|
| | | 駅徒歩圏500m | 駅徒歩圏800m | |
| 子育て機能 | 小規模保育施設 | 3 | | |
| 商業機能 | 百貨店・大型商業施設 | 0 | | ◆駅周辺の拠点に配置が望まれるが、拠点及びその周辺にも立地していない |
| | スーパーマーケット | 2 | | |
| 医療機能 | 病院 | 3 | | |
| 金融機能 | 銀行・郵便局等 | 6 | 1 | |
| 教育・文化機能 | 図書館 | 0 | 1 | ◆駅徒歩圏 800m内に中央図書館が立地している ◆当該施設は、各 1 施設で市内全域をカバーする施設であり、中央図書館は中心拠点である「中心部にぎわい軸」に立地している |
| | 文化施設 文化会館 | 0 | 1 | ◆駅徒歩圏 800m内に立地している ◆当該施設は、中心拠点への配置が望ましい施設であり、中心拠点である「北坂戸駅周辺地区」・「中心部にぎわい軸」の拠点内に立地している |

【中心拠点】 ②若葉駅周辺地区

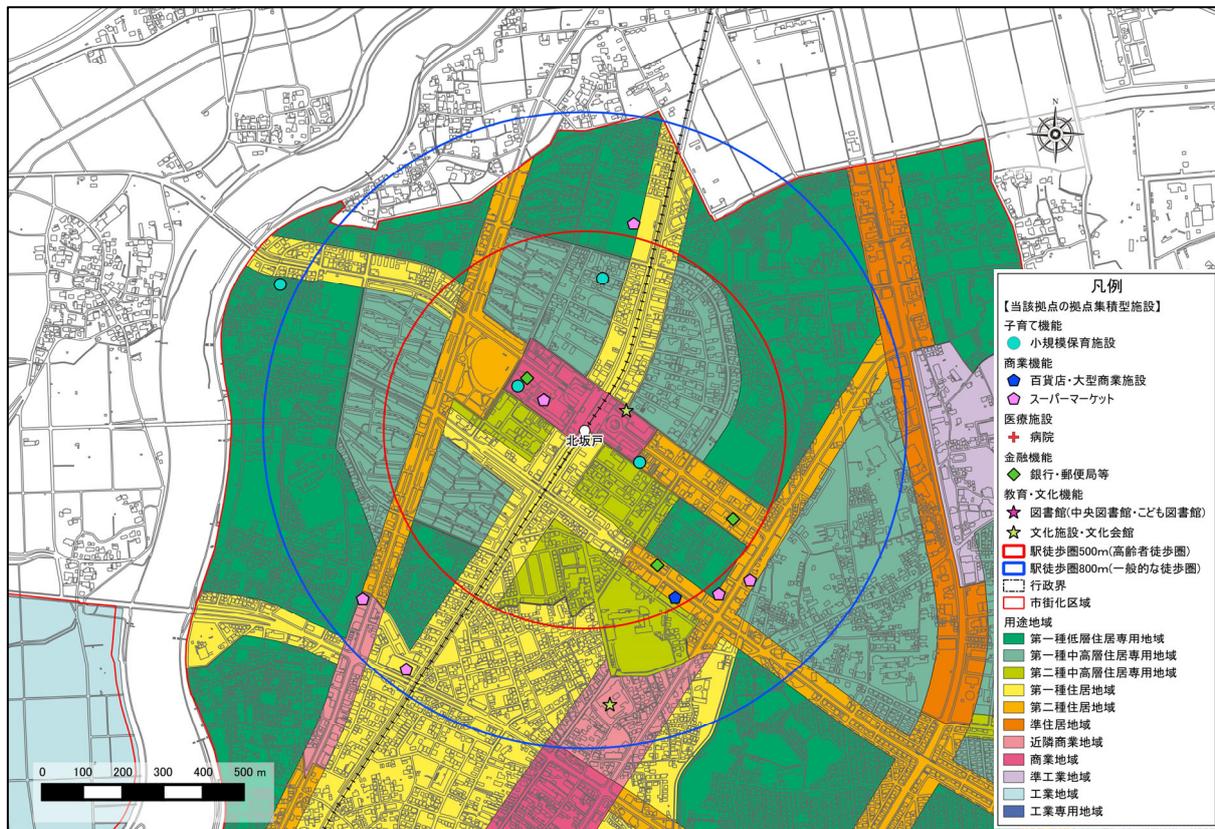
若葉駅周辺地区における拠点集積型施設の立地状況は、下記のとおりです。



| 分類 | 拠点集積型施設 | 拠点集積型施設の立地状況 | | 備考 |
|---------|--------------|--------------|----------|---|
| | | 駅徒歩圏500m | 駅徒歩圏800m | |
| 子育て機能 | 小規模保育施設 | 1 | | |
| 商業機能 | 百貨店・大型商業施設 | (市外 1) | | ◆ 駅徒歩圏 500m内に立地している ◆ 当該施設は、市外に立地している |
| | スーパーマーケット | 2 (うち市外1) | | |
| 医療機能 | 病院 | 0 | | ◆ 当該施設は、1 施設で市内全域をカバーする施設であり、中心拠点である「坂戸駅周辺地区」に立地している |
| 金融機能 | 銀行・郵便局等 | 1 | | |
| 教育・文化機能 | 図書館 | 0 | | ◆ 当該施設は、各 1 施設で市内全域をカバーする施設であり、中央図書館は中心拠点である「中心部にぎわい軸」に立地している ◆ 当該施設は、中心拠点への配置が望ましい施設であり、中心拠点である「北坂戸駅周辺地区」・「中心部にぎわい軸」の拠点内に立地している |
| | 文化施設 文化会館 | 0 | | |

【中心拠点】 ③北坂戸駅周辺地区

北坂戸駅周辺地区における拠点集積型施設の立地状況は、下記のとおりです。



| 分類 | 拠点集積型施設 | 拠点集積型施設の立地状況 | | 備考 |
|---------|--------------|--------------|----------|--|
| | | 駅徒歩圏500m | 駅徒歩圏800m | |
| 子育て機能 | 小規模保育施設 | 3 | | |
| 商業機能 | 百貨店・大型商業施設 | 1 | | |
| | スーパーマーケット | 2 | 5 | |
| 医療機能 | 病院 | 0 | | ◆当該施設は、1施設で市内全域をカバーする施設であり、中心拠点である「坂戸駅周辺地区」に立地している |
| 金融機能 | 銀行・郵便局等 | 3 | | |
| 教育・文化機能 | 図書館 | 0 | | ◆当該施設は、各1施設で市内全域をカバーする施設であり、中央図書館は中心拠点である「中心部にぎわい軸」に立地している |
| | 文化施設 文化会館 | 1 | 1 | |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

誘導施設及び都市機能誘導区域

第6章

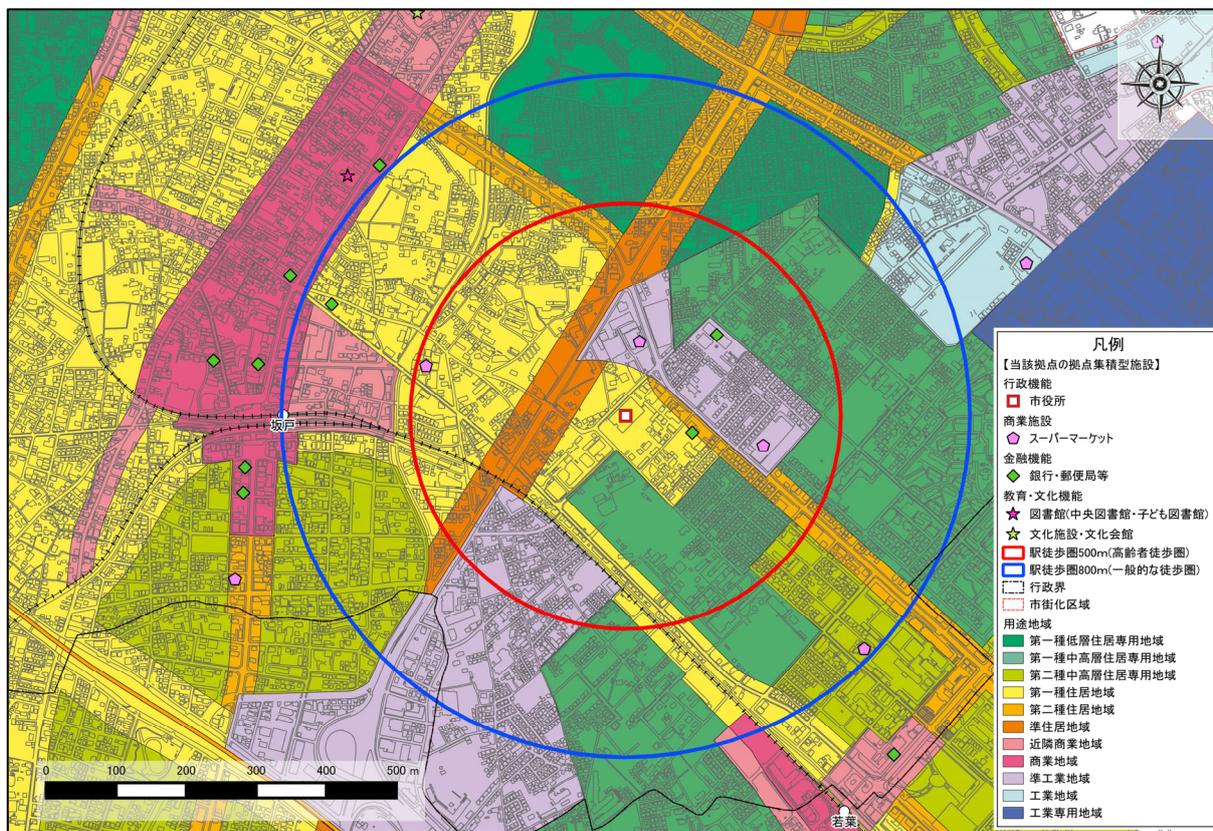
第7章

第8章

用語解説

【中心拠点】④坂戸市役所周辺

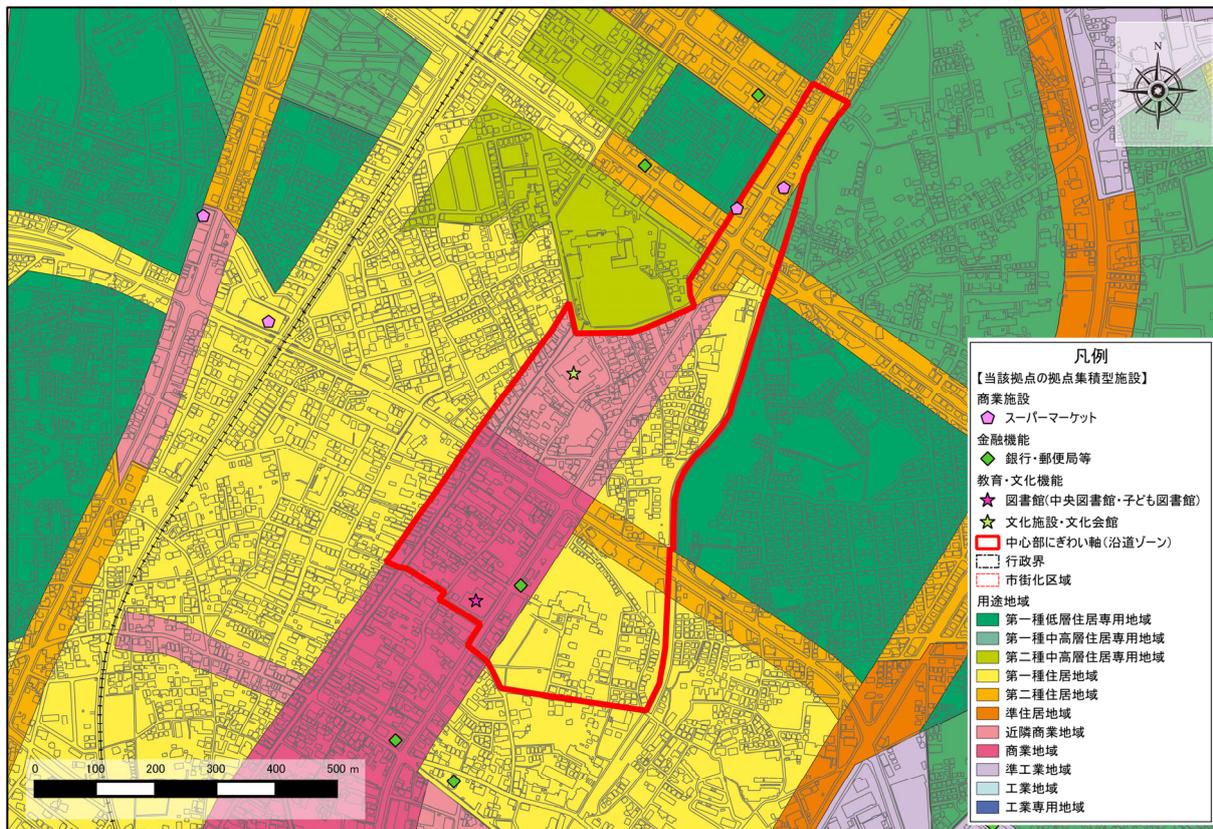
坂戸市役所周辺における拠点集積型施設の立地状況は、下記のとおりです。



| 分類 | 拠点集積型施設 | 拠点集積型施設の立地状況 | | 備考 |
|---------|--------------|--------------|----------|---|
| | | 駅徒歩圏500m | 駅徒歩圏800m | |
| 行政機能 | 市役所 | 1 | | |
| 商業機能 | スーパーマーケット | 3 | 1 | |
| 金融機能 | 銀行・郵便局等 | 2 | 1 | |
| 教育・文化機能 | 図書館 | 0 | | ◆当該施設は、各1施設で市内全域をカバーする施設であり、中央図書館は中心拠点である「中心部にぎわい軸」に立地している |
| | 文化施設 文化会館 | 0 | | ◆当該施設は、中心拠点への配置が望ましい施設であり、中心拠点である「北坂戸駅周辺地区」・「中心部にぎわい軸」の拠点内に立地している |

【中心拠点】 ⑤中心部にぎわい軸(沿道ゾーン)

中心部にぎわい軸(沿道ゾーン)における拠点集積型施設の立地状況は、下記のとおりです。



| 分類 | 拠点集積型施設 | 拠点集積型施設の立地状況 | 備考 |
|---------|--------------|--------------|---|
| 商業機能 | スーパーマーケット | 3 | |
| 金融機能 | 銀行・郵便局等 | 2 | |
| 教育・文化機能 | 図書館 | 0 | ◆当該施設は、各1施設で市内全域をカバーする施設であり、中央図書館は中心拠点である「中心部にぎわい軸」に立地している |
| | 文化施設 文化会館 | 0 | ◆当該施設は、中心拠点への配置が望ましい施設であり、中心拠点である「北坂戸駅周辺地区」・「中心部にぎわい軸」の拠点内に立地している |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

誘導施設及び都市機能誘導区域

第6章

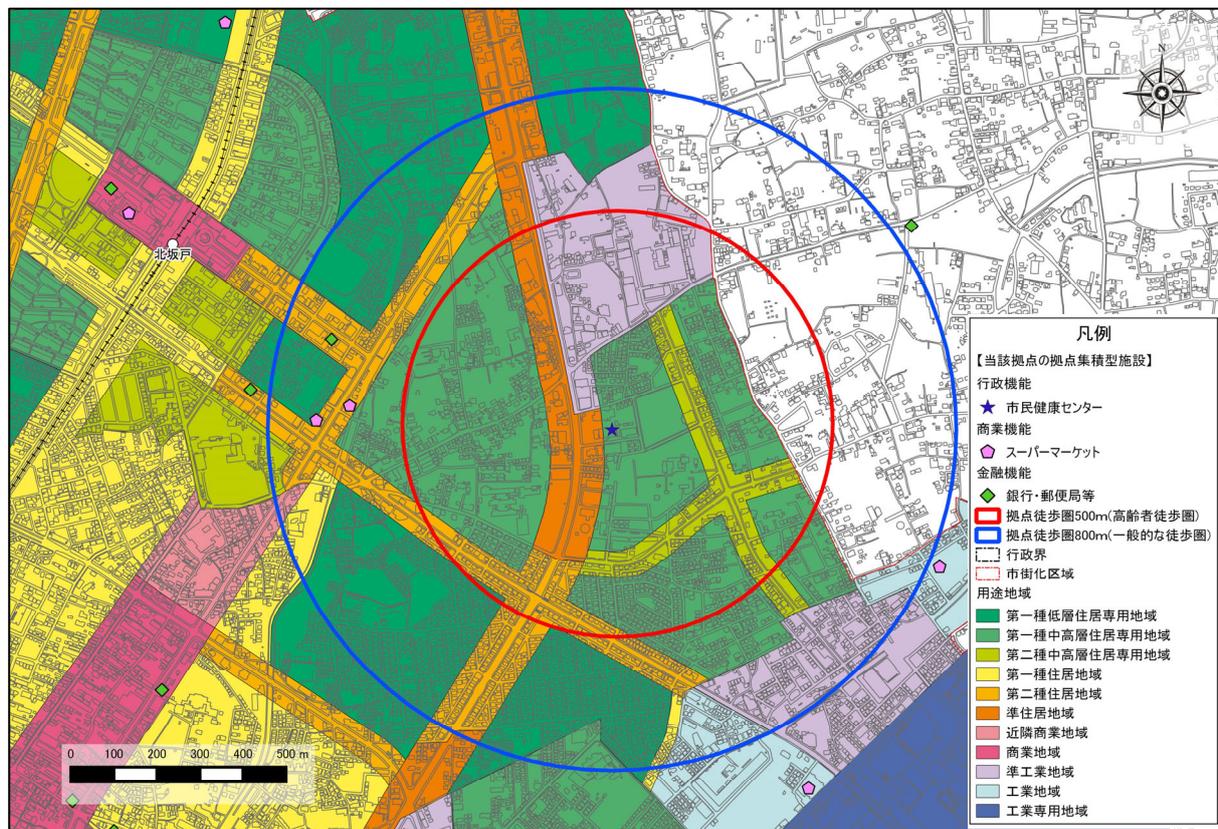
第7章

第8章

用語解説

【生活拠点】 ⑥市民健康センター周辺

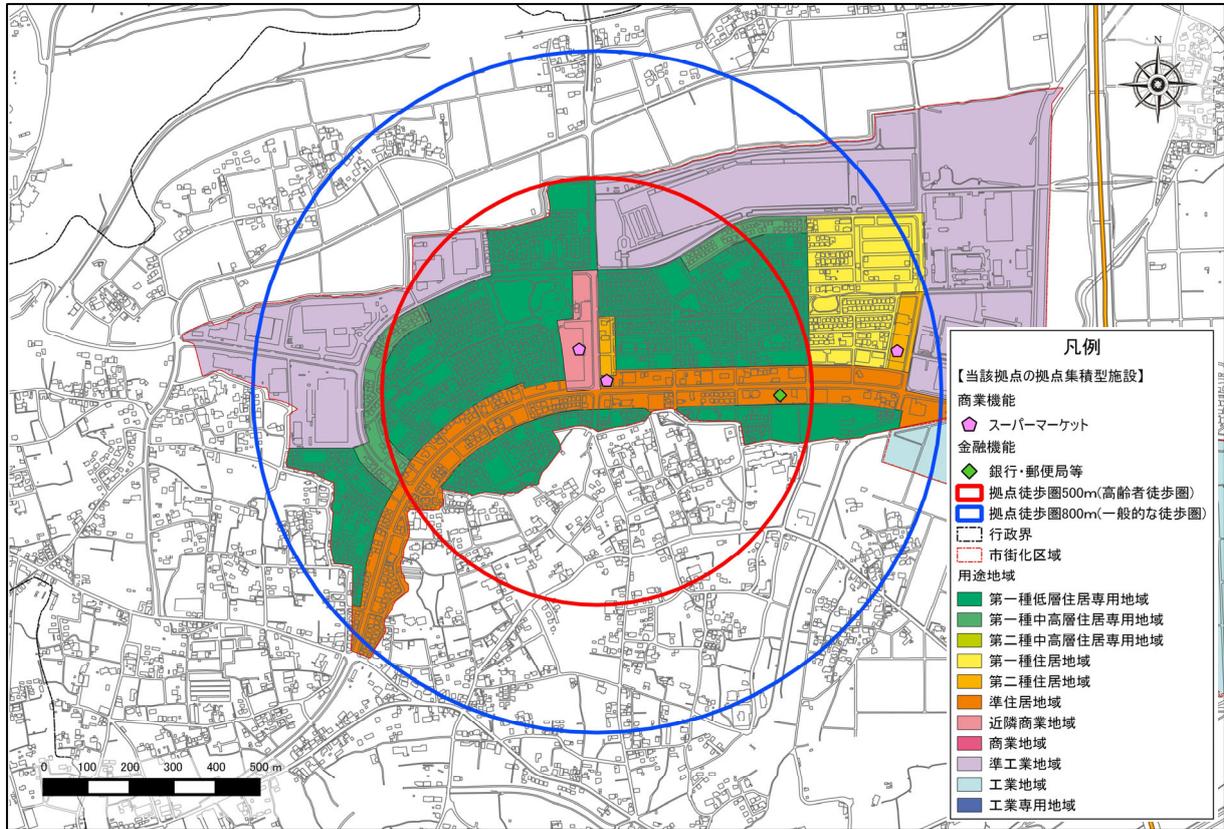
市民健康センター周辺における拠点集積型施設の立地状況は、下記のとおりです。



| 分類 | 拠点集積型施設 | 拠点集積型施設の立地状況 | | 備考 |
|------|-----------|--------------|----------|--|
| | | 駅徒歩圏500m | 駅徒歩圏800m | |
| 行政機能 | 市民健康センター | 1 | | |
| 商業機能 | スーパーマーケット | 0 | 2 | ◆拠点徒歩圏 800m内に立地している ◆当該施設は、中心拠点である「中心部にぎわい軸」に立地している |
| 金融機能 | 銀行・郵便局等 | 0 | 1 | ◆拠点徒歩圏 800m内に立地している ◆当該施設は、中心拠点である「北坂戸駅周辺地区」に立地している |

【生活拠点】⑦につさい花みず木地区

につさい花みず木地区における拠点集積型施設の立地状況は、下記のとおりです。



| 分類 | 拠点集積型施設 | 拠点集積型施設の立地状況 | | 備考 |
|------|-----------|--------------|----------|----|
| | | 駅徒歩圏500m | 駅徒歩圏800m | |
| 商業機能 | スーパーマーケット | 2 | 1 | |
| 金融機能 | 銀行・郵便局等 | 1 | | |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

誘導施設及び都市機能誘導区域

第6章

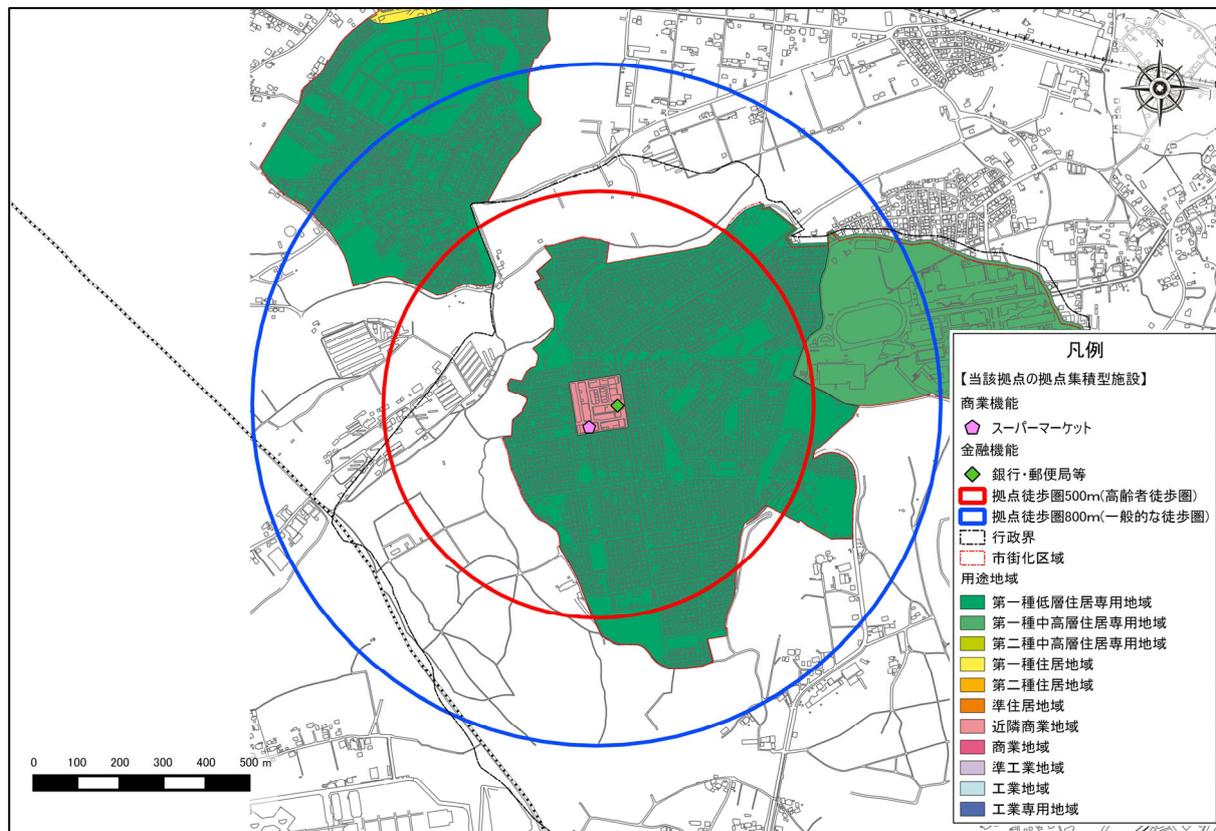
第7章

第8章

用語解説

【生活拠点】 ⑧西坂戸地区

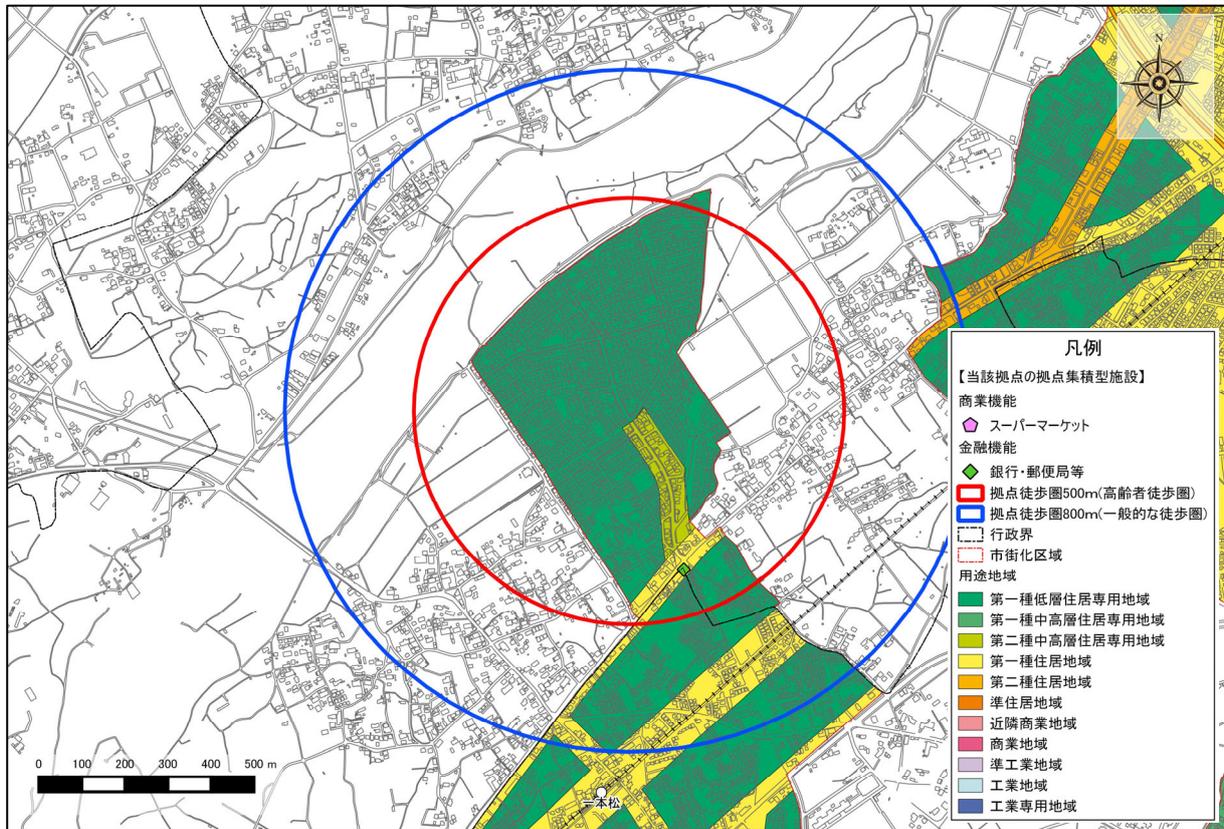
西坂戸地区における拠点集積型施設の立地状況は、下記のとおりです。



| 分類 | 拠点集積型施設 | 拠点集積型施設の立地状況 | | 備考 |
|------|-----------|--------------|----------|----|
| | | 駅徒歩圏500m | 駅徒歩圏800m | |
| 商業機能 | スーパーマーケット | 1 | | |
| 金融機能 | 銀行・郵便局等 | 1 | | |

【生活拠点】 ⑨鶴舞地区(一本松駅周辺)

鶴舞地区(一本松駅周辺)における拠点集積型施設の立地状況は、下記のとおりです。



| 分類 | 拠点集積型施設 | 拠点集積型施設の立地状況 | | 備考 |
|------|-----------|--------------|----------|---|
| | | 駅徒歩圏500m | 駅徒歩圏800m | |
| 商業機能 | スーパーマーケット | 0 | | ◆拠点への配置が望まれるが、拠点及びその周辺にも立地していない |
| 金融機能 | 銀行・郵便局等 | (市外 1) | | ◆拠点徒歩圏 500m内に立地している ◆当該施設は、市外に立地している |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

誘導施設及び都市機能誘導区域

第6章

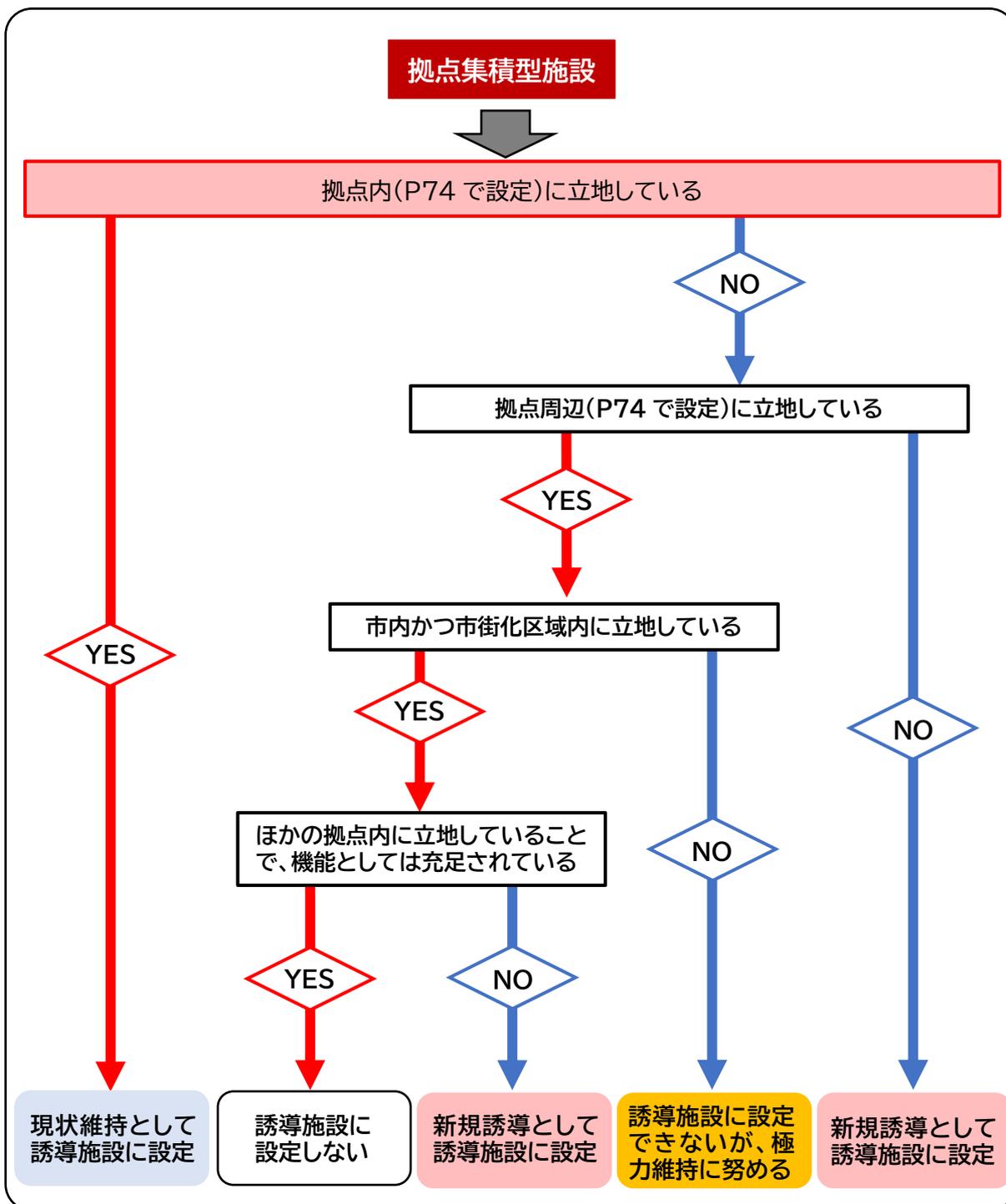
第7章

第8章

用語解説

3. 誘導施設設定の方針

◆前項で整理した拠点集積型施設の立地状況を踏まえ、誘導施設設定の方針を、以下の様に設定します。



【拠点ごとの誘導施設設定方針一覧】

誘導施設設定の方針に基づき、拠点ごとの設定方針等を整理すると、下表のようになります。

| 分類 | 中心拠点 | | | | | 生活拠点 | | | | 左記の拠点も含む |
|---------|---------------------|------------|------------|------------|---------------------|------------|----------------|-----------|------------------|-----------|
| | 坂戸駅周辺地区 | 若葉駅周辺地区 | 北坂戸駅周辺地区 | 坂戸市役所周辺 | 中心部にぎわい軸 (沿道ゾーン) | 市民健康センター周辺 | につさい 花みず木地区 | 西坂戸地区 | 鶴舞地区 (一本松駅周辺) | 市内各所 |
| 行政機能 | 市役所 | 市役所 | | | | (市内全域をカバー) | | | | |
| | 市民健康センター | (市内全域をカバー) | | | | 市民健康センター | (市内全域をカバー) | | | |
| | 地域交流センター | 地域交流センター | | | | | | | | |
| 介護福祉機能 | 訪問系施設 | 訪問系施設 | | | | | | | | |
| | 通所系施設 | 通所系施設 | | | | | | | | |
| | 地域密着型事業所 | 地域密着型事業所 | | | | | | | | |
| 子育て機能 | 保育所 | 保育所 | | | | | | | | |
| | 幼稚園 | 幼稚園 | | | | | | | | |
| | 小規模保育施設 | 小規模保育施設 | 小規模保育施設 | 小規模保育施設 | | | | | | |
| | 児童センター | 児童センター | | | | | | | | |
| 商業機能 | 百貨店・大型商業施設 | 百貨店・大型商業施設 | 百貨店・大型商業施設 | 百貨店・大型商業施設 | (市内全域をカバー) | | | | | |
| | スーパーマーケット | スーパーマーケット | スーパーマーケット | スーパーマーケット | スーパーマーケット | スーパーマーケット | スーパーマーケット | スーパーマーケット | スーパーマーケット | スーパーマーケット |
| | コンビニエンスストア | コンビニエンスストア | | | | | | | | |
| | ドラッグストア | ドラッグストア | | | | | | | | |
| 医療機能 | 病院 | 病院 | | | | (市内全域をカバー) | | | | |
| | 診療所(内科または外科を含む) | 診療所 | | | | | | | | |
| | 歯科医院 | 歯科医院 | | | | | | | | |
| | その他の診療所(皮膚科・眼科・小児科) | その他診療所 | | | | | | | | |
| 金融機能 | 銀行・郵便局等 | 銀行・郵便局等 | 銀行・郵便局等 | 銀行・郵便局等 | 銀行・郵便局等 | 銀行・郵便局等 | 銀行・郵便局等 | 銀行・郵便局等 | 銀行・郵便局等 | |
| 文化・教育機能 | 図書館 | (市内全域をカバー) | | こども図書館 | 中央図書館 | (市内全域をカバー) | | | | |
| | 文化施設・文化会館 | (市内全域をカバー) | | 文化施設 | 文化会館 | (市内全域をカバー) | | | | |

■ 現状維持として誘導施設に設定
 ■ 新規誘導として誘導施設に設定
 ■ 市街化調整区域、または市外に立地しているため誘導施設に設定できないが、極力機能維持に努める
 ■ 拠点だけでなく市内各所への分散配置が望ましい施設

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 用語解説

誘導施設及び
都市機能誘導区域

4. 誘導施設の設定

拠点ごとに設定した誘導施設を整理すると、下表の様になります。

| 拠点 | 誘導施設 |
|-----------------|---|
| 坂戸駅周辺地区 | <ul style="list-style-type: none"> ◆小規模保育施設 ◆百貨店・大型商業施設 ◆スーパーマーケット ◆病院 ◆銀行・郵便局等 |
| 若葉駅周辺地区 | <ul style="list-style-type: none"> ◆小規模保育施設 ◆スーパーマーケット ◆銀行・郵便局等 |
| 北坂戸駅周辺地区 | <ul style="list-style-type: none"> ◆小規模保育施設 ◆百貨店・大型商業施設 ◆スーパーマーケット ◆銀行・郵便局等 ◆こども図書館 ◆文化施設 |
| 坂戸市役所周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ◆市役所 ◆スーパーマーケット ◆銀行・郵便局等 |
| 中心部にぎわい軸(沿道ゾーン) | <ul style="list-style-type: none"> ◆スーパーマーケット ◆銀行・郵便局等 ◆中央図書館 ◆文化会館 |
| 市民健康センター周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ◆市民健康センター ◆スーパーマーケット ◆銀行・郵便局等 |
| にっさい花みず木地区 | <ul style="list-style-type: none"> ◆スーパーマーケット ◆銀行・郵便局等 |
| 西坂戸地区 | <ul style="list-style-type: none"> ◆スーパーマーケット ◆銀行・郵便局等 |
| 鶴舞地区(一本松駅周辺) | <ul style="list-style-type: none"> ◆スーパーマーケット |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

 誘導施設及び
都市機能誘導区域

第6章

第7章

第8章

用語解説

5. 都市機能誘導区域設定の方針

- ◆都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
- ◆国土交通省の手引き等に記載のある都市機能誘導区域設定の考え方は、以下のとおりです。

【望ましい姿】

- ◆各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

【定めることが考えられる区域】

- ◆都市の拠点となるべき区域
- ◆鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ◆周辺からの公共交通によるアクセス利便性が高い区域

《本市における都市機能誘導区域設定の方針》

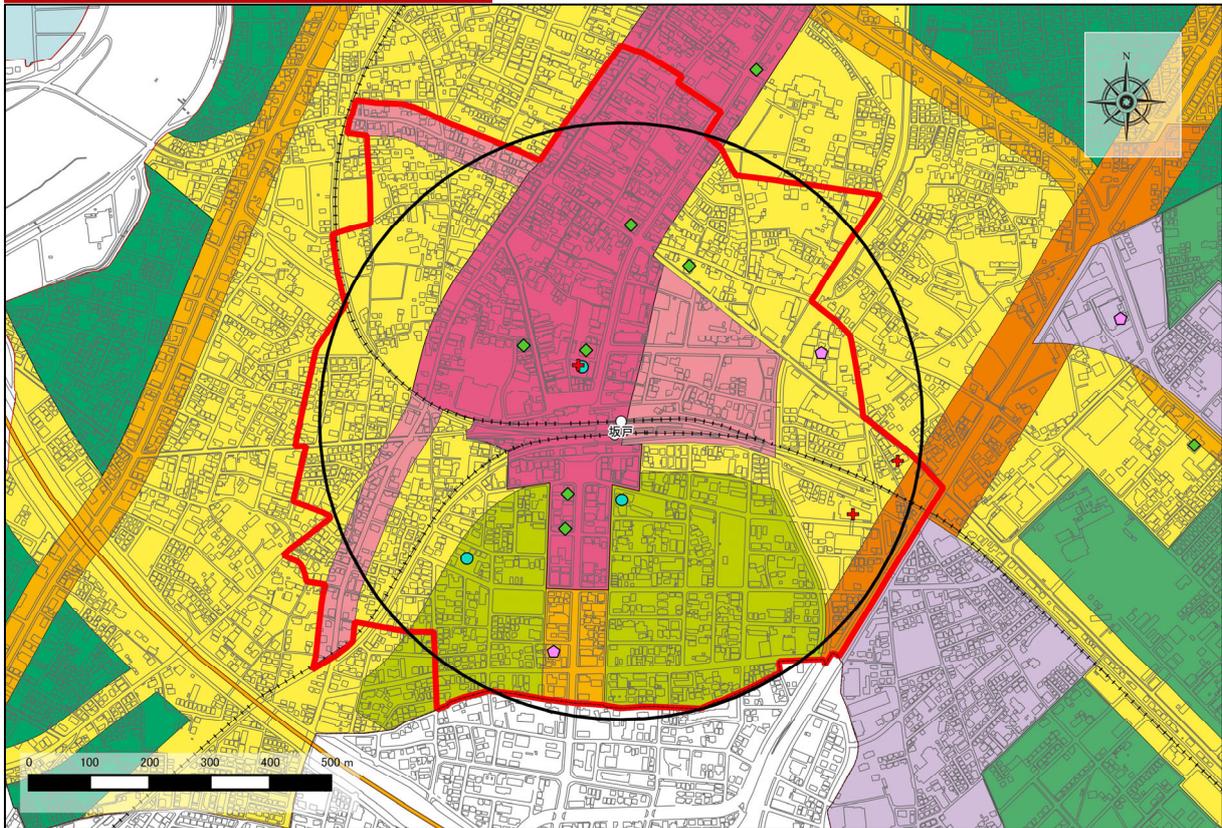
- ◆上記国土交通省の手引き等に示される内容を踏まえ、本市では下表の方針により都市機能誘導区域を設定します。

| タイプ | 設定方針 | 対象地区 |
|--------------------|--|---|
| 全拠点共通 | <ul style="list-style-type: none"> ◆原則駅等の拠点から半径 500mの範囲内を基本に設定 ◆誘導施設の立地状況を考慮し設定 ◆区域界は、用途地域や道路等の地形地物を基に設定 | ◇全地区 |
| 中心拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ◆中心拠点として幅広い都市機能を集積し、市外を含む広域からの集客力を有する拠点を形成するため、駅等からの徒歩圏半径 500mを基本に、都市機能誘導区域を設定 | ①坂戸駅周辺地区 ②若葉駅周辺地区 ③北坂戸駅周辺地区 ④坂戸市役所周辺 |
| 中心拠点 (沿道等土地利用型) | <ul style="list-style-type: none"> ◆坂戸駅と北坂戸駅を繋ぐ沿道型中心拠点として、坂戸市都市計画マスタープランにおいて、“商業施設等の良好な沿道土地利用の集積を図る”と位置づけられた幹線道路沿道等のエリアを、都市機能誘導区域に設定 | ⑤中心部にぎわい軸 (沿道ゾーン) |
| 生活拠点 (沿道等土地利用型) | <ul style="list-style-type: none"> ◆坂戸市都市計画マスタープランや地区計画において、“沿道の土地利用や商業施設の形成を図る”と位置づけられた幹線道路沿道等のエリアを、都市機能誘導区域に設定 | ⑥市民健康センター周辺 ⑦につさい花みず木地区 |
| 生活拠点 (団地内拠点型) | <ul style="list-style-type: none"> ◆団地内の拠点として、用途地域の区分により商業・業務系施設の集積を行ってきたエリアを、都市機能誘導区域に設定 | ⑧西坂戸地区 ⑨鶴舞地区(一本松駅周辺) |

6. 都市機能誘導区域の設定

◆拠点ごとに誘導施設及び都市機能誘導区域を設定します。

【中心拠点】 ①坂戸駅周辺地区



凡例

【当該拠点の誘導施設】

子育て機能

● 小規模保育施設

商業機能

● 百貨店・大型商業施設

● スーパーマーケット

医療機能

● 病院

金融機能

◆ 銀行・郵便局等

■ 都市機能誘導区域

○ 駅徒歩圏500m

□ 行政界

□ 市街化区域

用途地域

■ 第一種低層住居専用地域

■ 第一種中高層住居専用地域

■ 第二種中高層住居専用地域

■ 第一種住居地域

■ 第二種住居地域

■ 準住居地域

■ 近隣商業地域

■ 商業地域

■ 準工業地域

■ 工業地域

■ 工業専用地域

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

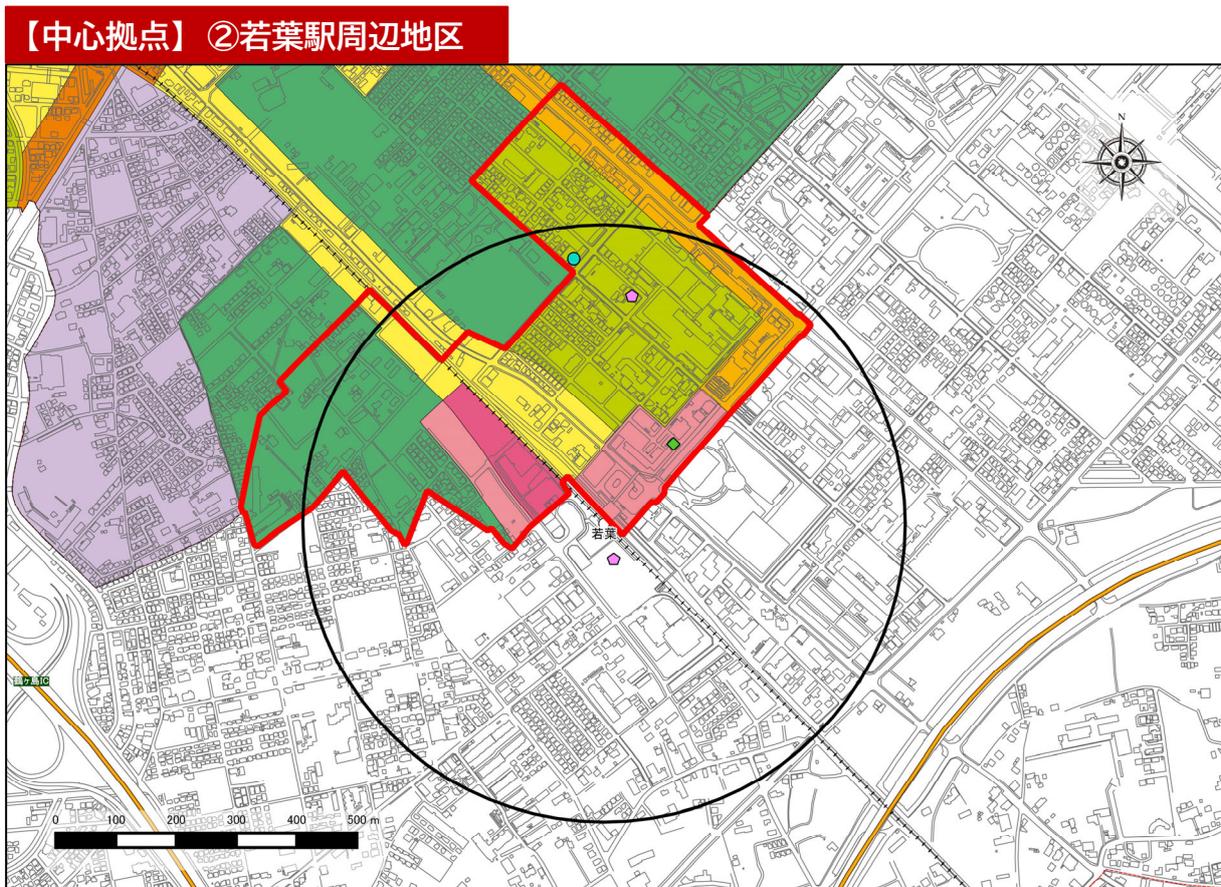
誘導施設及び
都市機能誘導区域

第6章

第7章

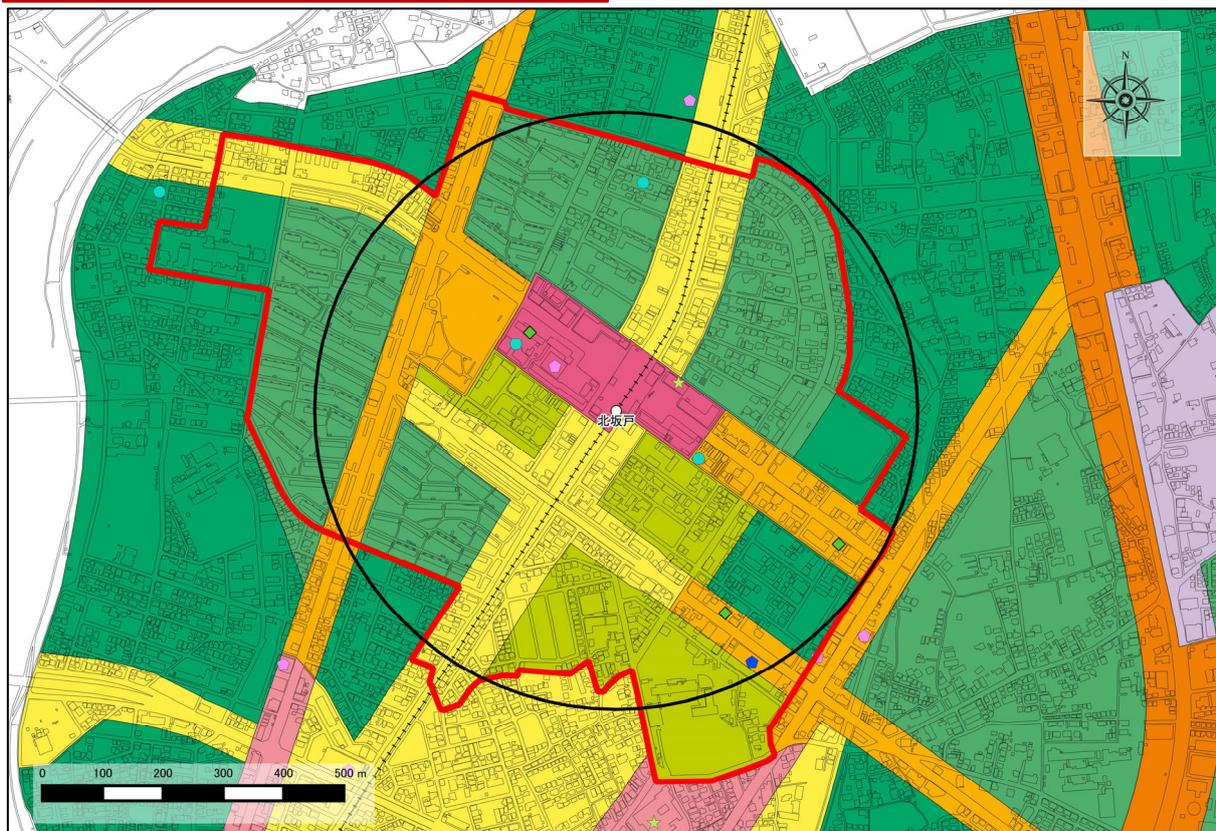
第8章

用語解説



| 凡例 | | |
|--------------------|----------|--------------|
| 【当該拠点の誘導施設】 | 都市機能誘導区域 | 用途地域 |
| 子育て機能 | 駅徒歩圏500m | 第一種低層住居専用地域 |
| ● 小規模保育施設 | 行政界 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 商業機能 | 市街化区域 | 第二種中高層住居専用地域 |
| ◇ スーパーマーケット | | 第一種住居地域 |
| 金融機能 | | 第二種住居地域 |
| ◇ 銀行・郵便局等 | | 準住居地域 |
| | | 近隣商業地域 |
| | | 商業地域 |
| | | 準工業地域 |
| | | 工業地域 |
| | | 工業専用地域 |

【中心拠点】 ③北坂戸駅周辺地区



凡例

【当該拠点の誘導施設】 教育・文化施設

子育て機能

- 小規模保育施設

商業機能

- 百貨店
- スーパーマーケット

金融機能

- ◆ 銀行・郵便局等

- ★ 文化施設
- 都市機能誘導区域
- 行政界
- 北坂戸・若葉500
- 市街化区域

用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

誘導施設及び
都市機能誘導区域

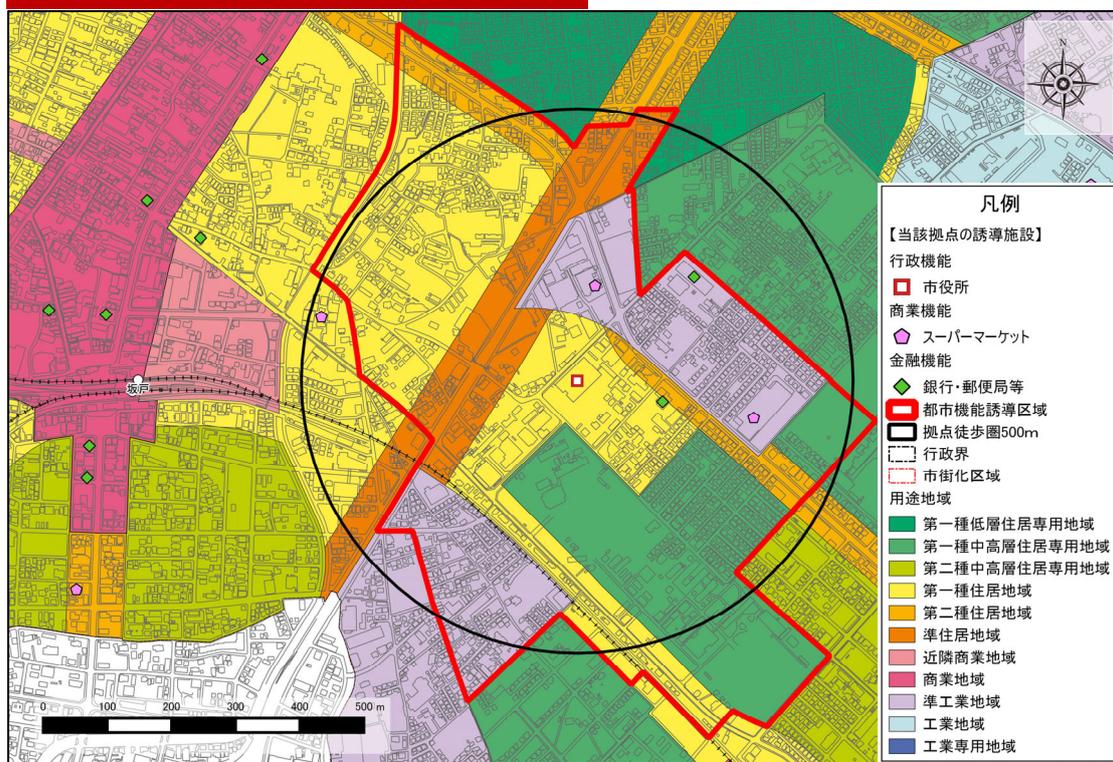
第6章

第7章

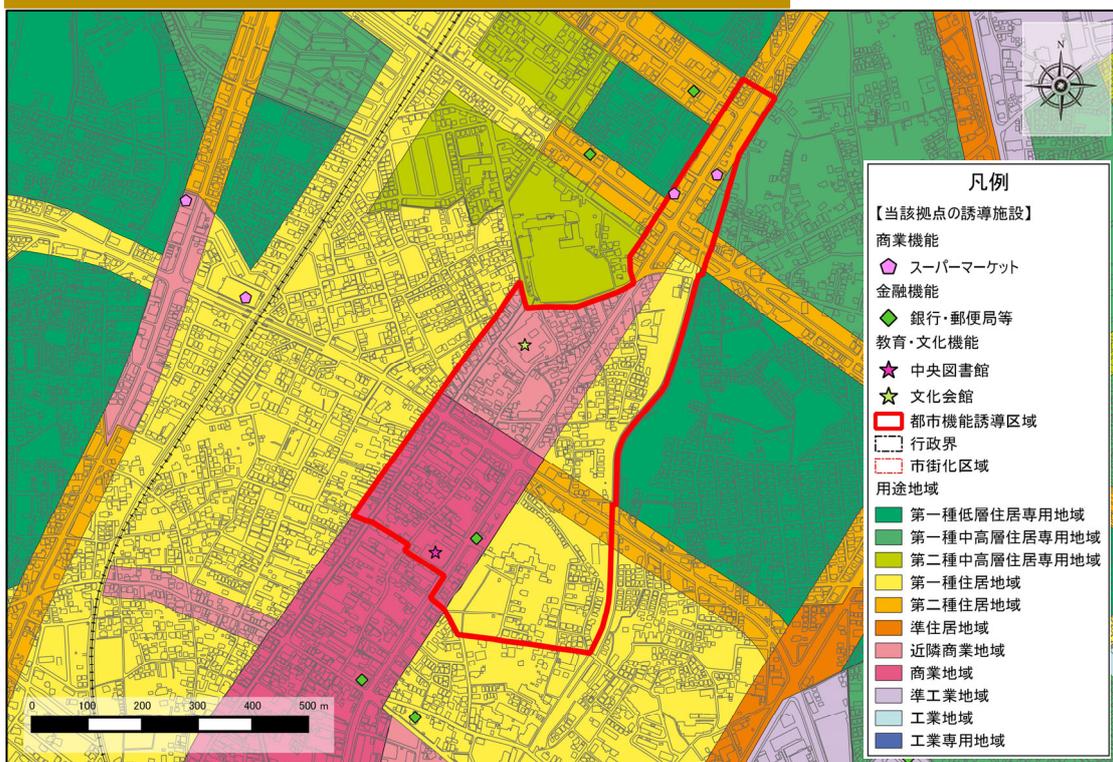
第8章

用語解説

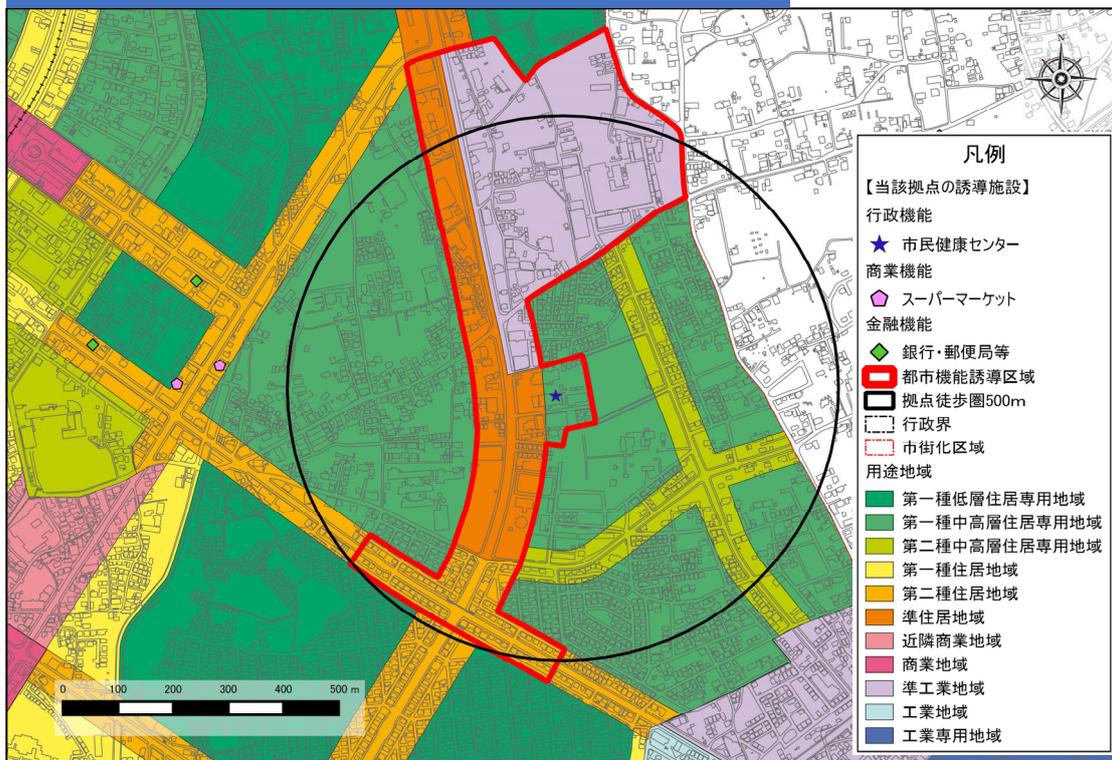
【中心拠点】 ④坂戸市役所周辺



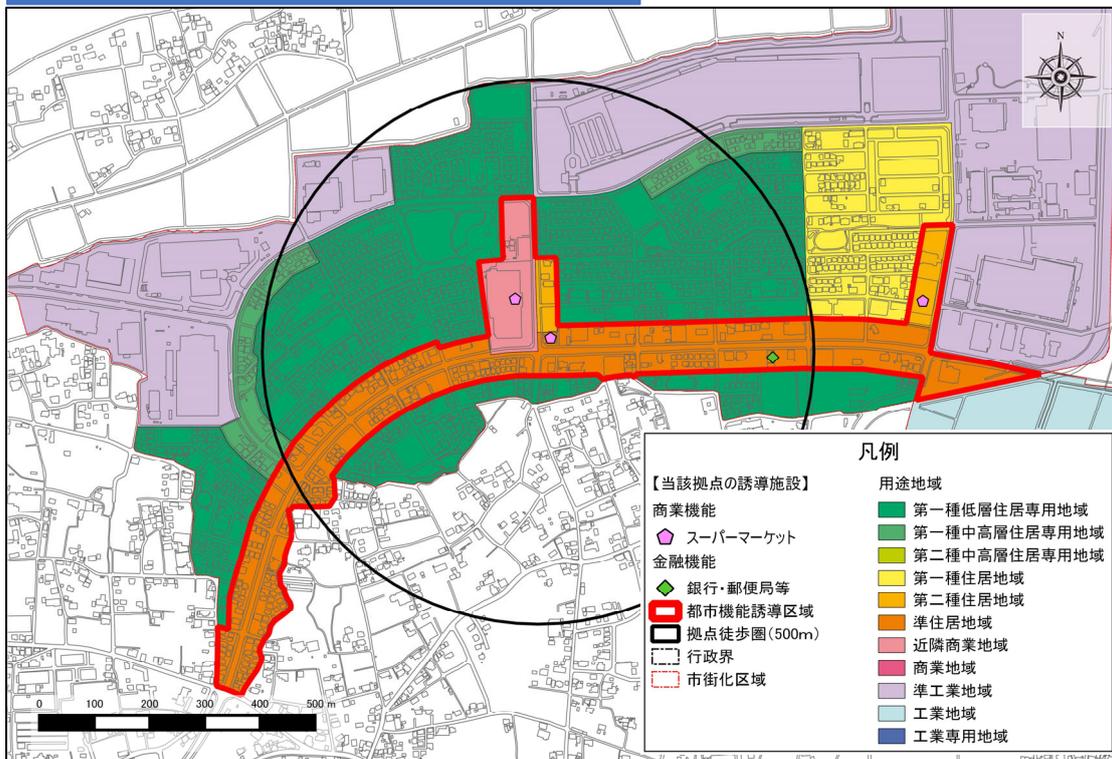
【中心拠点】 ⑤中心部にぎわい軸(沿道ゾーン)



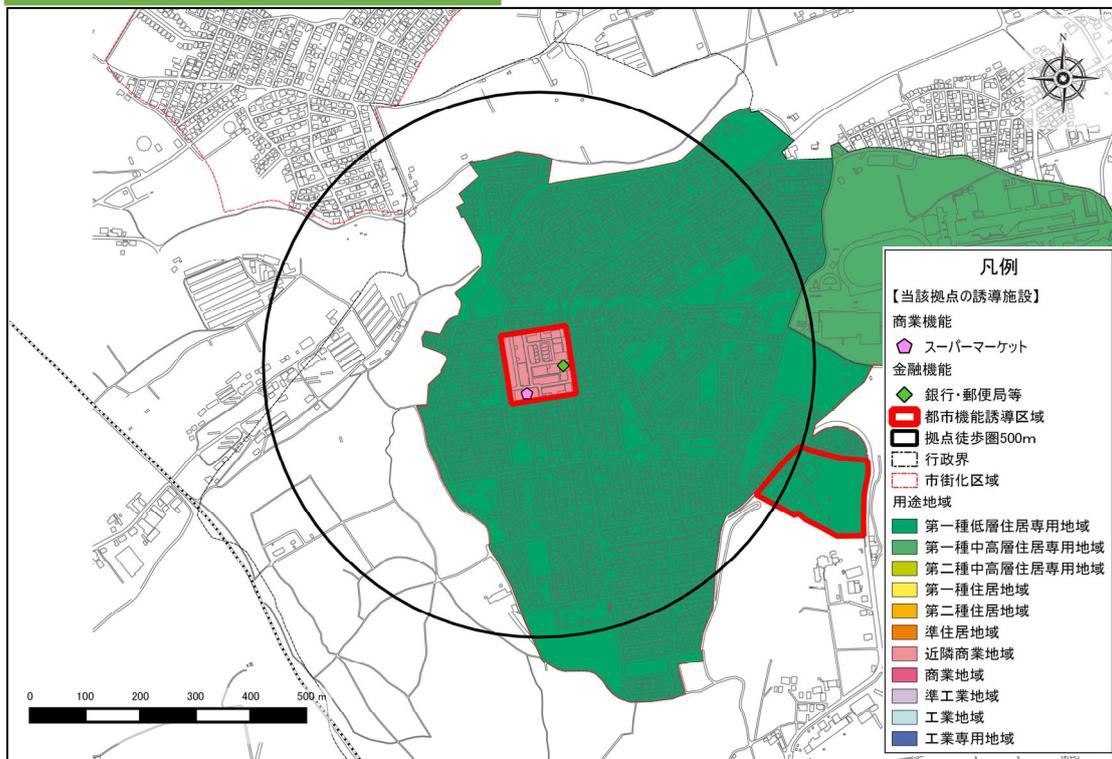
【生活拠点】 ⑥市民健康センター周辺



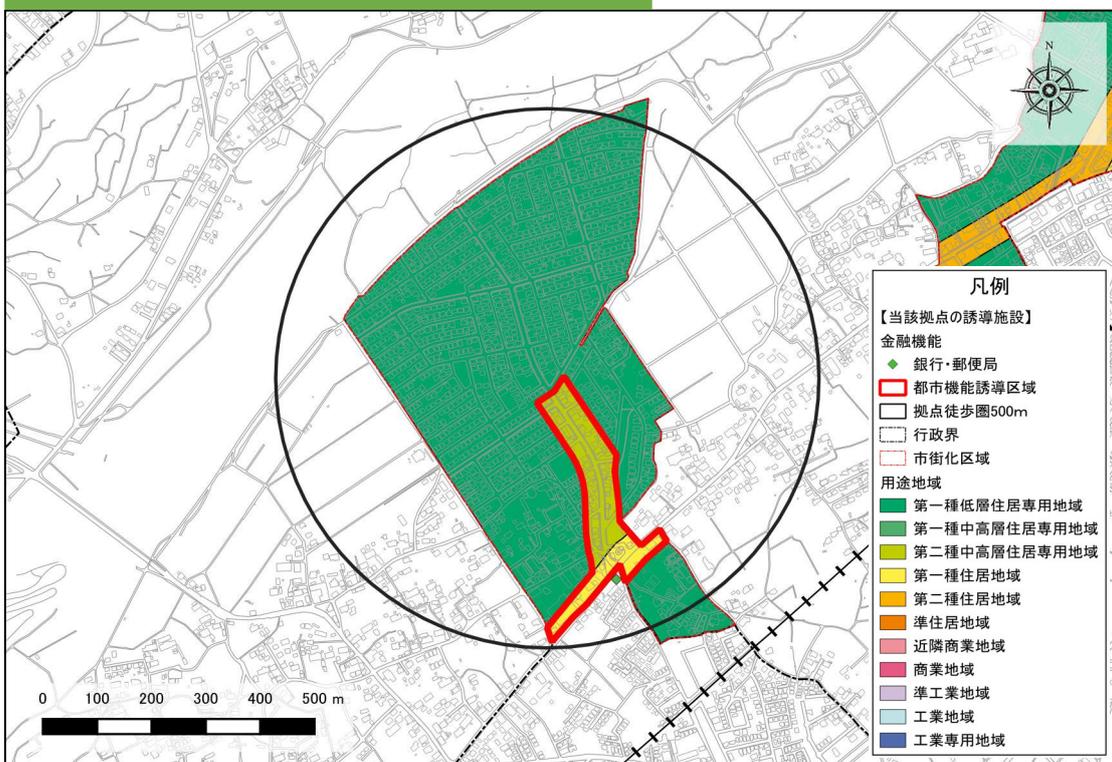
【生活拠点】 ⑦につさい花みず木地区



【生活拠点】⑧西坂戸地区

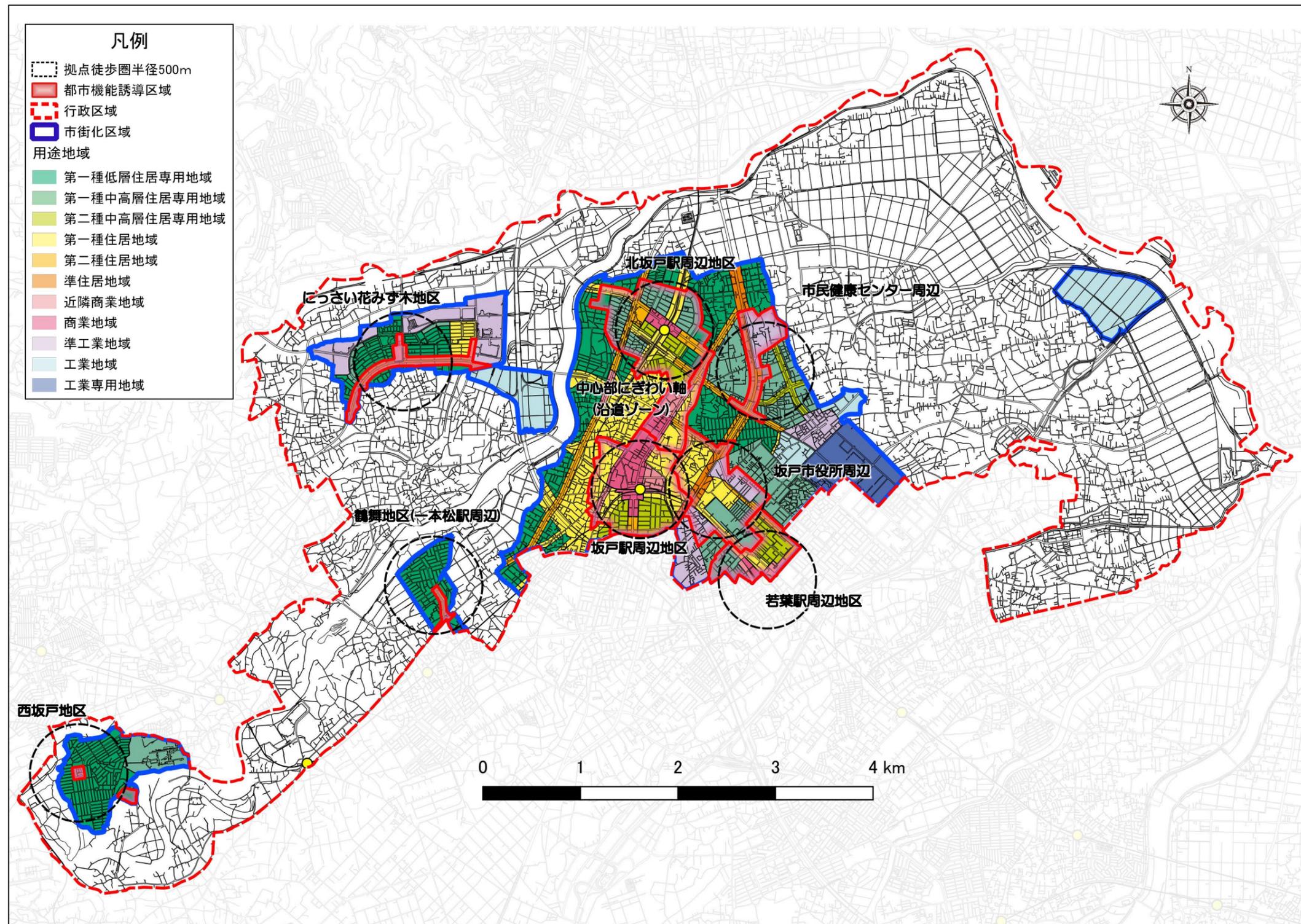


【生活拠点】⑨鶴舞地区(一本松駅周辺)



【都市機能誘導区域全体図】

都市機能誘導区域の全体図については、下図のとおりです。

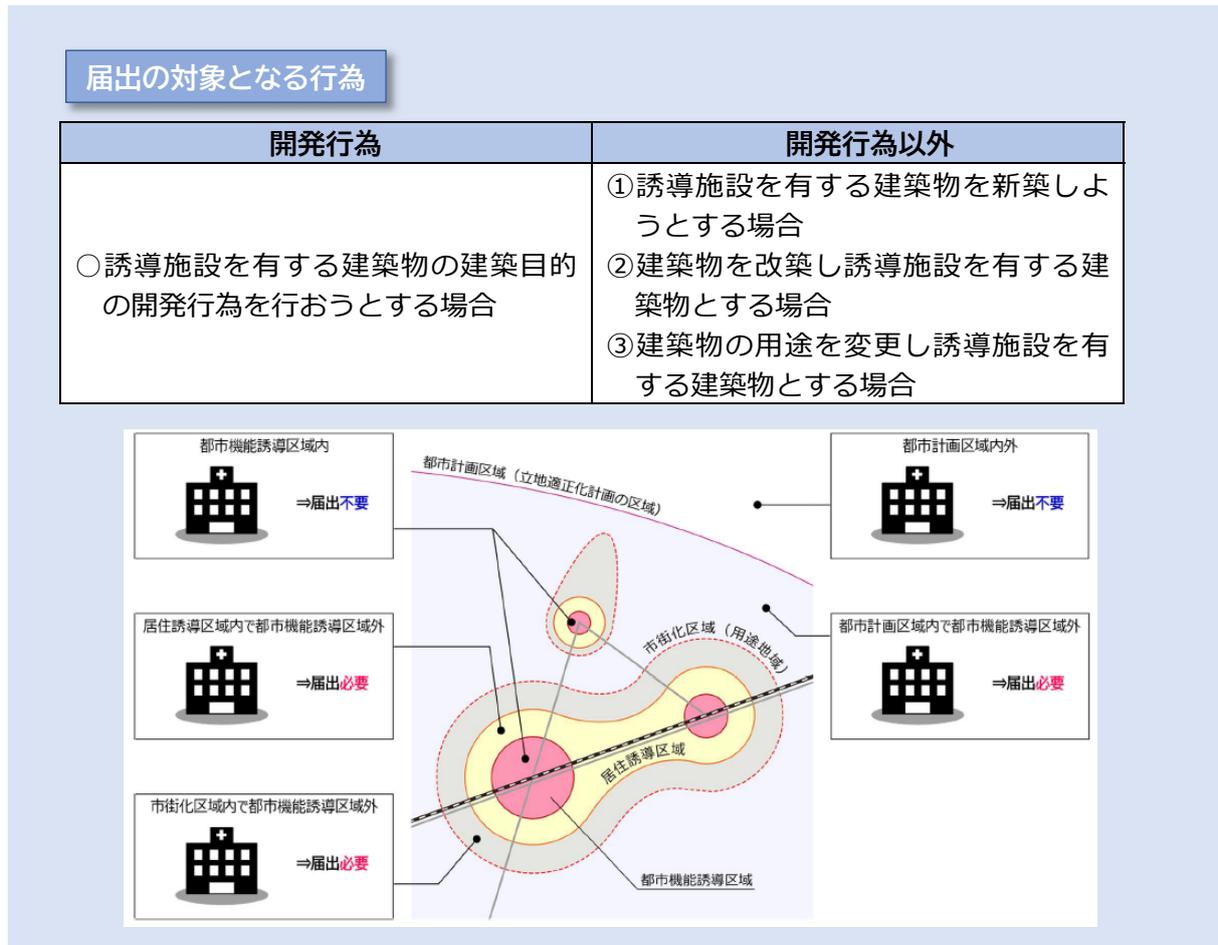


- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 誘導施設及び都市機能誘導区域
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 用語解説

7. 都市機能を誘導するための届出

- ◆市が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動向を把握するため、以下の行為を行おうとする場合には、原則として市への届出が義務付けられています。
- ◆この届出は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備状況を把握するために行うものです。

【国土交通省が示す届出制度の概要】



届出を行う時期

- 上記開発行為等に着手する 30 日前までに届出を行うこととされています。

